

SDGsの概要と市の施策への取り込みについて

1 SDGsの概要

1-1 SDGsとは

「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの長期的な開発の指針としての「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会共通の目標です。

SDGsは、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取り組みが示されています。



1-2 自治体に期待されるSDGsの取り組み

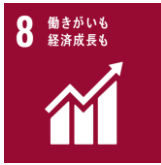





国は、SDGsの17の目標や169のターゲットに示される多様な項目の追求が、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであるとしています。





しかし、SDGsの目標やターゲット及びそれらの進捗管理のための指標の中には、グローバルで国家として取り組むべきものなども含まれていることから、これらのターゲットの中から取捨選択し、それぞれの地域の実情に合わせた形で取り込む必要があります。

1-3 SDGsの17の目標と自治体行政の関係

17の目標と自治体行政の関係性は以下のとおり示されています。

	<p><目標1>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困を終わらせる</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、全ての住民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められます。</p>
	<p><目標2>飢餓を終わらせ、食料の安定確保と栄養状態の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
	<p><目標3>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確実にし、福祉を推進する</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
	<p><目標4>すべての人々に、だれもが受けられる公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいと言えます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組みは重要です。</p>
	<p><目標5>ジェンダー平等を達成し、すべての女性・少女のエンパワーメントを行う</p> <p>自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組みと言えます。</p>
	<p><目標6>すべての人々が水と衛生施設を利用できるようにし、持続可能な水・衛生管理を確実にする</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
	<p><目標7>すべての人々が、手頃な価格で信頼性の高い持続可能で現代的なエネルギーを利用できるようにする</p> <p>公共建築物に対して率先して省／再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援したり等、安価かつ効率的で信頼性の高い</p>

	<p>持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割と言えます。</p>
	<p><目標 8> <u>すべての人々にとって、持続的でだれも排除しない持続可能な経済成長、完全かつ生産的な雇用、働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）を促進する</u></p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
	<p><目標 9> <u>レジリエント（強靱）なインフラを構築し、だれもが参画できる持続可能な産業化を促進し、イノベーションを推進する</u></p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献できます。</p>
	<p><目標 10> <u>国内および各国間の不平等を減らす</u></p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等の無いまちづくりを行うことが求められています。</p>
	<p><目標 11> <u>都市や人間の居住地をだれも排除せず安全かつレジリエント（強靱）で持続可能にする</u></p> <p>包摂的で安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
	<p><目標 12> <u>持続可能な消費・生産形態を確実にする</u></p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
	<p><目標 13> <u>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を実施する</u></p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>

	<p><目標 14> <u>持続可能な開発のために、海洋や海洋資源を保全し持続可能な形で利用する</u></p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
	<p><目標 15> <u>陸の生態系を保護・回復するとともに持続可能な利用を推進し、持続可能な森林管理を行い、砂漠化を食い止め、土地劣化を阻止・回復し、生物多様性の損失を止める</u></p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有すると言えます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
	<p><目標 16> <u>持続可能な開発のための平和でだれをも受け入れる社会を促進し、すべての人々が司法を利用できるようにし、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任がありだれも排除しない仕組みを構築する</u></p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促し参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割と言えます。</p>
	<p><目標 17> <u>実施手段を強化し、「持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップ」を活性化する</u></p> <p>自治体は公的／民間セクター、住民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な社会を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

1-4 SDGsの169のターゲット

17の目標の中に、細分化された全部で169のターゲットがあります。1つの目標に対して複数のターゲットが設定され、目標を達成するための取組みが明らかにされています。

2 市の施策への取り込み

2-1 現在の総合振興計画におけるSDGsの考え

現在の総合振興計画は、本市の将来像とそれを実現するための政策の大きな方向性を基本構想として明らかにし、基本計画においてその姿を具体化するための施策の内容や取組

み、目指す目標を示しています。

これら、総合振興計画を基に取り組む内容は、国際社会全体の開発目標であるSDGsの目指す17の目標とスケールは違うものの、その目指すべき方向性は一致していることから、現在も、総合振興計画の各種施策を推進していくことで、SDGsの目標達成にも資するものであると考えています。

2-2 次期総合振興計画へのSDGsの位置付け

現在の総合振興計画が令和4年度で計画期間が終了することから、令和5年度を始期とする次期総合振興計画の策定を、今後、本格的に進めていくところです。

SDGsの達成が地方創生に寄与するとされていることから、今後の本市が進むべき方向性は、持続可能な開発目標であるSDGsの理念を取り込む必要がありますので、策定にあたっては、17の目標はもちろんのこと、169のターゲットを本市の実情に合わせて取捨選択し、総合振興計画に溶け込ませる形で策定していきます。

2-3 各種分野別計画へのSDGsの位置付け

前述のとおり、次期総合振興計画にはSDGsの理念を取り入れた形で策定作業を進めていきます。

総合振興計画は市の最上位計画であり、その下にぶら下がる分野別計画も総合振興計画との整合性を図る必要があります。

そのようなことから、今後、各部署において分野別計画を策定する場合は、総合振興計画と同様にSDGsの理念を取り込みながら策定していく必要があります。

なお、総合振興計画は全体を網羅する計画であることから、17の目標にベースを置き策定することとなりますが、分野別計画はそれぞれの分野における詳細な計画内容となりますので、169のターゲットをベースに考えつつ、策定することが重要です。

そのため、169のターゲットのうち、本市の実情に合わせたターゲットの取捨選択が策定にあたり必要です。

3 まとめ

SDGsの達成は、誰一人取り残さない地域社会の実現に向けた持続可能な自治体経営を推進し、地方創生にも寄与するものとされています。

そのため、市の実情に合わせた目標やターゲットの選択を行い、総合振興計画をはじめとした各種計画に取り込み、その計画を基に様々な分野において多種多様な取組みを行うことで、SDGsの達成を推進していく必要があります。